

法曹有資格公証人選考等要領について

公証人法（明治41年法律第53号）第13条に規定する資格を有する者を公証人に採用する場合における選考等に関する手続等について、法曹有資格公証人選考要領を別紙のとおり定める。

平成15年3月12日

法務省大臣官房人事課長 池 上 政 幸

## 別紙

### 法曹有資格公証人選考等要領

#### 1 公募に基づく選考の原則

- (1) 公証人法（明治41年法律第53号。以下「法」という。）第13条に規定する資格を有する公証人（以下「法曹有資格公証人」という。）は、2に定める公募に応じた者を対象とする選考により採用する。
- (2) 選考は、法第18条第1項の規定により法曹有資格公証人が役場を設ける地として指定されることが予定される地（以下「採用予定地」という。）ごとに行う。

#### 2 採用を希望する者の公募に関する手続

- (1) 法曹有資格公証人への採用を希望する者の公募は、原則として、次に掲げる採用予定時期の区分ごとに1回行う。
  - ア 毎年4月1日から7月31日までの間
  - イ 毎年8月1日から11月30日までの間
  - ウ 毎年12月1日から翌年3月31日までの間
- (2) (1)に規定する公募は、次に定める方法により行う。
  - ア 別紙様式第1号による公告を官報に掲載すること。
  - イ 別紙様式第2号の1又は第2号の2による公証人採用申込案内を、採用予定地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「管轄法務局等」という。）の掲示場に掲示すること。
- (3) (2)アに規定する官報への掲載は、採用予定時期が(1)アの期間に属するものについてはその前年度の10月下旬に、採用予定時期が(1)イの期間に属するものについてはその前年度の2月下旬に、採用予定時期が(1)ウの期間に属するものについてはその年度の6月下旬に、それぞれ行うものとする。
- (4) (2)イの規定による掲示は、大臣官房人事課長が民事局総務課長に依頼して行う。
- (5) (4)の規定による依頼は、大臣官房人事課長が、採用予定時期が(1)アの期間に属するものについてはその前年度の10月下旬に、採用予定時期が(1)イの期間に属するものについてはその前年度の2月下旬に、採用予定時期が(1)ウの期間に属するものについてはその年度の6月下旬に、民事局総務課

長に対し、採用予定地ごとの採用予定人数及び採用予定時期、採用申込案内の掲示期間並びに出願の受付期間を通知して行う。この場合において、採用申込案内の掲示期間については2週間を、出願の受付期間については1週間を下らない期間を定めるものとする。

### 3 出願の方式等

(1) 2の規定による公募に応じる者には、次に定める書類（以下「出願関係書類」という。）を管轄法務局等に提出させるものとする。

ア 別紙様式第3号による公証人採用申込願書

イ 申込資格があることを証する書類又はこれに代わる書類

(2) 出願関係書類の提出を受けた管轄法務局等の長は、願書受付期間の満了後、速やかに、当該書類を民事局総務課長を經由して大臣官房人事課長に送付するものとする。

### 4 採用面接

(1) 法曹有資格公証人への採用を希望する者に対する選考に当たっては、採用面接を行うものとする。

(2) 大臣官房人事課長は、3(2)の規定により適式な出願関係書類の送付を受けたときは、速やかに、当該出願者に対し、別紙様式第4号により採用面接の日時及び場所を通知するものとする。

### 5 選考結果の通知

(1) 大臣官房人事課長は、選考の終了後、速やかに、採用面接を受けた者に対し、別紙様式第5号の1又は第5号の2により、選考の結果を通知するものとする。

(2) 大臣官房人事課長は、選考の終了後、速やかに、民事局総務課長に対し、採用予定地ごとに採用内定者を通知するものとする。

### 6 施行日

この要領は、制定の日から施行する。

様式第1号

○ 公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成〇〇年〇〇月〇〇日

法 務 省

1 公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

(1) 受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日(○曜日)午前8時30分から同月〇〇日(○曜日)午後5時まで

(2) 受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日(○曜日)から同月〇〇日(○曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

2 受付法務局, 採用予定地, 採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日

# 公証人採用 申込案内

法務省

受付期間	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇月〇〇日(〇) (〇月〇〇日消印有効)
申込資格	裁判官(簡易裁判所判事を除く。), 検察官(副検事を除く。)又は弁護士資格を有する者
採用予定日	平成〇年〇月〇日
採用予定地及び人員	〇〇(地方)法務局管内〇〇市(区)      〇人
申込方法	<p>次の応募書類に所要事項を記入し, 〇〇(地方)法務局〇〇課あてに簡易書留郵便で提出して下さい(持参可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公証人採用申込願書</li> <li>・申込資格があることを証する書類又はこれに代わる書類</li> <li>・返信用封筒 (住所, 氏名を記載の上, 80円切手を貼ったもの)</li> </ul> <p>* 公証人採用申込願書及び記載例は, 〇〇(地方)法務局〇〇課〇〇係で交付しています。</p>
面接	平成〇〇年〇月ころ, 法務省において行います。 面接の日時, 場所等の詳細は, 別途, 通知します。
内定通知	採用内定者に対し, 〇月末までに通知します。

**(採用申込みに当たっての注意事項)**

- 1 申込資格があることを証する書類又はこれに代わる書類を提出しない場合には, 申込みを受け付けません。
- 2 いかなる場合にも, 提出された公証人採用申込願書, 申込資格があることを証する書類等は, 返還しません。
- 3 選考の結果, 一定の水準に達している者がいない場合には, 採用の内定がなされない場合もあります。
- 4 採用内定者に対しては, 採用に必要な証明書等の提出を求めますが, 所定の期間内に当該証明書等が提出されない場合には, 採用が認められません。

# 公証人採用 申込案内

法務省

受付期間	平成〇〇年〇月〇日(〇)～〇月〇〇日(〇) (〇月〇〇日消印有効)
申込資格	裁判官(簡易裁判所判事を除く。), 検察官(副検事を除く。)又は弁護士(資格を有する者)
採用予定日	① 平成〇年〇月〇日 ② 平成〇年〇月〇日
採用予定地及び人員	① 〇〇(地方)法務局管内〇〇市(区) 〇人 ② 同(地方)法務局(〇〇)支局管内〇〇市 〇人
申込方法	次の応募書類に所要事項を記入し, 〇〇(地方)法務局〇〇課あてに簡易書留郵便で提出して下さい(持参可)。 ・公証人採用申込願書 ・申込資格があることを証する書類又はこれに代わる書類 ・返信用封筒 (住所, 氏名を記載の上, 80円切手を貼ったもの) * 公証人採用申込願書及び記載例は, 〇〇(地方)法務局〇〇課〇〇係で交付しています。 * 採用予定地が複数あっても1か所しか応募できません。
面接	平成〇〇年〇月ころ, 法務省において行います。 面接の日時, 場所等の詳細は, 別途, 通知します。
内定通知	採用内定者に対し, 〇月末までに通知します。

**(採用申込みに当たっての注意事項)**

- 1 申込資格があることを証する書類又はこれに代わる書類を提出しない場合には, 申込みを受け付けません。
- 2 いかなる場合にも, 提出された公証人採用申込願書, 申込資格があることを証する書類等は, 返還しません。
- 3 選考の結果, 一定の水準に達している者がいない場合には, 採用の内定がなされない場合もあります。
- 4 採用内定者に対しては, 採用に必要な証明書等の提出を求めますが, 所定の期間内に当該証明書等が提出されない場合には, 採用が認められません。

## \* 公証人に採用されると・・・

### ◎ 職務内容

公証人法に定めのある公証人の職務内容は、当事者その他の関係人の囑託により、①法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成すること、②私署証書に認証を与えること及び③株式会社等の定款に認証を与えることです（同法第1条）が、公証人は、このほか、他の法令による職務として、遺言証書の作成（民法第969条）、公正証書による執行文の付与（民事執行法第26条第1項）、手形・小切手の拒絶証書の作成（拒絶証書令第1条）、確定日付の付与（民法施行法第5条、第6条）等の職務を行います。

公証人は、法務大臣の指定する地にその役場を設け、原則としてその役場において、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。

### ◎ 身分

公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により法務大臣が任命し、国の公務を掌るものですから、実質的意義における公務員であり、刑法の文書偽造罪等や国家賠償法の適用については、公務員に当たるとされています。

また、公証人は、取り扱った事件について守秘義務を負う（公証人法第4条）ほか、法務大臣の監督を受けることとされています（同法第74条第1項）。

なお、公証人には職務専従義務があり、兼職は禁止されています（同法第5条）。したがって、弁護士登録をしている場合には、その登録の取消しをする必要があります。

### ◎ 手数料収入

公証人は、職務の執行につき、囑託人から、手数料、郵便料、日当及び旅費を受けることができ、その額は、政令（公証人手数料令）の定めるところによります。

公証人は、これ以外の報酬は、名目のいかんを問わず、受け取ってはなりません（公証人法第7条）。公証人に、国庫から給与や諸手当が支給されることはありません。また、公証人は、個人として国民健康保険に加入することになります。

なお、公証人は、手数料収入の中から個人の負担により役場の維持費、書記の人件費等の経費を支出することになります。

### ◎ 退職

公証人は、70歳に達すると、退職しなければなりません。

#### \* 問い合わせ先

法務省大臣官房人事課任用第一係

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

(電話) 03-3580-4111 内線2115





受験番号	
------	--

公 証 人 採 用 申 込 願 書

私は、〇〇法務局 (又は地方法務局) 所属公証人に採用されたいので、申し込みます。  
 私は、日本の国籍を有しており、公証人法第14条各号のいずれにも該当していません。  
 また、この願書の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

ふりがな	性別	写 真  (2) 写真の裏に氏名を書いた後、裏全面にのりを付けて貼ってください。 (3) 写真は、縦6cm、横4.5cmのもので、申込み前6箇月以内の脱帽、正面向き、上半身を撮影したものでなければなりません。 (4) 写真を貼っていない場合又は写真が不鮮明その他受験用として適当でない場合には、申込みを受理しません。
氏 名	男・女	
生年月日	昭和 年 月 日 (満 歳)	
ふりがな		
現住所		
電話番号	( )	
緊急連絡先電話番号	( )	
<input type="checkbox"/> 方 (続柄 )	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯電話	平成 年 月 撮影

公 証 人 採 用 希 望 地	〇〇 (地方) 法務局管内 <input type="checkbox"/> 〇〇市
-----------------	--

年 : 月	学歴, 職歴など (各別にまとめて記載すること)
(記載例)	
昭和36 : 3	〇〇県立〇〇高等学校卒業
昭和40 : 3	〇〇大学法学部卒業
昭和40 : 10	司法試験第二次試験合格
昭和41 : 4	第〇〇期司法修習生
昭和43 : 4	弁護士登録
昭和43 : 4	〇〇弁護士事務所入所
昭和60 : 4	〇〇弁護士会綱紀委員会委員長
平成5 : 4	〇〇弁護士会資格審査委員会委員長
平成15 : 3	現 在

様式第4号

法務省人任第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(氏名) 殿

法務省大臣官房人事課長 〇〇 〇〇

公証人の採用面接について（通知）

標記について、下記のとおり実施することとなりましたので、お知らせします。

記

- 1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 〇〇時～
- 2 集合場所

※面接時間の20分前までに集合願います。

なお、その際には、本通知書を持参願います。

様式第5号の1

法務省人任第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(氏名) 殿

法務省大臣官房人事課長 〇〇 〇〇

公証人の選考結果について（通知）

標記については、選考の結果、採用されないものとされましたので、お知らせします。

様式第5号の2

法務省人任第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(氏名) 殿

法務省大臣官房人事課長 〇〇 〇〇

公証人の任命内定について（通知）

標記について、下記のとおり、公証人に任命されることに内定されましたので、お知らせします。

なお、事務手続等について、別途事務連絡がありますので申し添えます。

記

- 1 予定任地 〇〇法務局所属  
〇〇市〇〇（公証人〇〇の後任）
- 2 任命予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

（注）「予定任地」欄のかっこ内については、特定の公証人の後任として任命される場合以外の場合には、その実情に応じた内容を記載する。